

防災訓練実施時における感染防止対策の周知について（依頼）

1 趣旨

日頃から、防災訓練の開催などを通じて、自助・共助の推進にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言の解除を踏まえ、自治会・町内会等が主催する防災訓練については、以下の感染防止対策等を参考にしながら実施し、感染予防に努めていただくよう周知をお願いします。

2 感染防止対策

防災訓練を実施する場合には、訓練参加者の体調確認を実施し、参加者に発熱、咳などの症状が少しでもある場合は、訓練参加の自粛をお願いしてください。

また、訓練会場では、手指用アルコール消毒を配置するほか、参加者にマスクを着用いただくなど、感染予防に努めてください。

なお、神奈川県が公表している実施方針などを踏まえ、次の防災訓練については、感染を予防する観点から、原則として中止又は延期を検討してください。（令和2年6月22日現在）

- (1) 参加人数が、屋内は100人、屋外は200人を超える場合
- (2) 飲食を伴う場合（参加者個人の水分補給は除く）
- (3) 人と人との間隔が2m以上確保できない場合
- (4) 屋内を使用する訓練で、訓練の参加人数が、定員の目安（※）を上回る場合

【※定員の目安の考え方】

感染症を予防するためには、訓練参加者一人ひとりの距離（ソーシャルディスタンス）を2m以上確保することが大切です。

このことから、参加者1人あたりが必要な面積を4平方メートルと試算し、使用する訓練会場の面積（㎡）を4で除した値が定員の目安です。

（※100㎡の訓練会場であれば定員の目安は25人）

3 その他

地域防災拠点運営委員会が主催する訓練についても、この資料の考え方を参考に実施してください。